

日統一教会の解散命令要請

全国弁連、国に申入書

「世界平和統一家庭連合（日統一教会）」の問題に取り組む全国靈感商法対策弁護士連絡会（全国弁連）は11日、文部科学相や法相などに対し、教団の宗教法人格を剥奪する解散命令を裁判所に請求するよう求めた。申請書を郵送した。これまで法令違反を理由に解散命令が出たのは過去2例のみ。政府は今回、信教の自由などを理由に慎重な姿勢を示している。

財産権の侵害深刻

全国弁連は申入書で、教団による多額の献金勧誘行為や正体を隠した伝道活動などを挙げ、「財産権などへの侵害は多岐かつ深刻だ」

宗教法人法では、法令に違反し、著しく公共の福祉を害する行為があった場合などに、裁判所は所轄庁などの請求を受けて解散を命じ得る」と定めている。

全国弁連は申入書で、文化省によると、文科相

は「法人格を剥奪する」としたうえで「信教の自由を保障する観点から、慎重に判断する必要がある」と答えた。

と指摘。代表世話人の山口広弁護士は意見で、解散命令を求める意義について「教団が反社会的な活動をしていたと公的にはっきりするのが一番大きい」と強調した。解散命令が出ると、宗教団体としての活動は継続できるものの、税制優遇を受けられなくなるなどの影響があるといつて、裁判所は解散命令を出すべきであるといえる」「刑法等の定める禁止規範または命令規範に違反する」など

けた宗教法人は約18万法人（2020年末時点）あるが、法令違反を理由に裁判所が解散命令を出すのは難しいと考えられる」と説明してきた。全国弁連は、11日の申入書で「刑事事件がない限り2法人のみ。1995年に地下鉄サリン事件などを起したオウム真理教と、靈視商法詐欺事件で95～96年に幹部らが詐欺罪で摘発された明覚寺だ。オウムの際に裁判所は解散命令を出す基準を示した。「法人の行為であるといえる」「刑法等の定める禁止規範または命令規範に違反する」など

に挙げた。明覚寺への決定にも適用されたといい。文化省担当者はこれまで野党ヒアリングでこの基準を引き合いに「教団の

幹部で刑事事件に問われた方はおらず、裁判所が解散命令を出すのは難しいと考えられる」と説明してきた。全国弁連は、11日の申入書で「刑事事件がない限り2法人のみ。1995年に地下鉄サリン事件などを起したオウム真理教と、靈視商法詐欺事件で95～96年に幹部らが詐欺罪で摘発された明覚寺だ。オウムの際に裁判所は解散命令を出すべきであるといえる」「刑法等の定める禁止規範または命令規範に違反する」など